

令和 2 年度名古屋市教育委員会第34号議案

名古屋市教育委員会における課長以上の段階の職への昇任に関する基準の制定について

1 制定理由・内容

職員の任用に関する規則（昭和33年人事委員会規則第1号）の一部が改正され、課長以上の段階の職への昇任の方法について、従前の人事委員会の選考結果に基づく昇任から任命権者による昇任へと変更されました。

これに伴い、教育委員会が職員を課長以上の段階の職へ昇任させる場合に必要な事項を定めるため、基準を制定するものです。

2 施行期日

令和3年3月18日から施行し、同日以降発生した事案に適用します。

3 基準案

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育委員会における課長以上の段階の職への昇任に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第21条の3の規定に基づき、教育委員会が職員を課長以上の段階の職へ昇任させる場合の必要な事項を定めるものとする。

(昇任の発令)

第2条 教育委員会は、経歴、人事評価等昇任させようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び適性を有するかどうかを判断し、職員の昇任を発令する。

(必要在職年数)

第3条 前条の規定にかかわらず、課長以上の段階の職への昇任については、必要在職年数（各任用段階の職へ昇任するために必要とされるその一つ下位の段階の職における最短の在職年数をいう。以下同じ。）を1年とし、必要在職年数を満たしていない場合には、職員を昇任させることができない。

2 前項に定める在職年数は、昇任させようとする月までの月計算によるものとする。

(雑則)

第4条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この基準は、令和3年3月18日から実施する。